

調達行動指針

当社は、優れた医薬品を安定的に製造するため、必要な物品およびサービスに関して「1.適正な方法」かつ「2.適正な取引条件」で、「3.安定的な調達」を行います。

1. 適正な方法

(1)法令遵守・国際規範の尊重

各国の法令・規制等を遵守し、国際規範を尊重した調達活動を行います。

(2)調達倫理

私的利益の追求などを行わず、高い倫理観を持ち調達活動を行います。過剰な接待・贈答、リベート要求・提供を禁止します。

(3)機密保持

業務上知りえた機密情報は、取引先の承諾なしに第三者への開示は行いません。

(4)社会への配慮

持続可能な社会の実現に向け、人権・労働・環境等に配慮した調達活動を推進します。

2. 適正な取引条件

(1)取引先選定基準

取引にあたり、品質、供給、価格、信頼度等から持続可能性を総合的に評価して、取引先の公正な選定を行います。

(2)取引条件

価格、支払い条件、発注数量など、取引先にとって不当な不利益に繋がる取引条件の設定は行いません。

3. 安定的な調達

(1)安定調達

安定した調達を進めるため、国内外を問わず調達活動を行います。

(2)複数調達

リスク管理の観点から、主要な物品およびサービスは複数の調達先を確保するよう努めます。

(3)適正品質

当社が定める品質基準を満たす物品およびサービスを調達します。

(4)取引関係

取引先と共存共栄を図り、公正で合理的な関係を築き、維持します。

(5)情報収集

情報は迅速に、幅広く収集し、必要な情報は関連部署にタイムリーに通知し、情報共有化を図ります。